

議会運営委員会記録

1 日 時 令和2年11月24日（火曜日）
開 会 午前10時37分
閉 会 午前11時02分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長 金 厚 有 豊

副委員長 佐 藤 則 寿

委 員 岡 部 享

// 押 田 大 祐

// 江 西 照 康

// 高 田 真 里

// 成 田 光 雄

// 松 尾 茂

// 高 田 重 信

// 柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

議 員	上 野 蛭
//	大 島 満
//	尾 上 一 彦
//	赤 星 ゆかり
//	村 上 和 久
//	五 本 幸 正

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	浦野 弘司
事務局次長	福原 武
庶務課長	大野 満
議事調査課長	野嶽 誠司
議事調査課長代理	中山 崇
議事調査課議事係長	酒井 優
議事調査課調査係長	本田 宏之
議事調査課主事	北山 栞

7 会議の概要

委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

まず、委員会記録の署名委員に高田 重信委員、柝山委員を指名いたします。

本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

まず、大きな協議事項1番目の、12月定例会の運営についてのうち、1つ目の令和2年12月の期末手当に関する議案等についてであります。

このことについては、先ほどの議案説明会において財務部長から説明がありましたとおり、条例案件1件、承認案件1件について、12月定例会初日の12月1日（火曜日）に先議されたいとのことであります。

これらの案件について、議長は、所管する総務文教委員会へ付託するとの判断を示しておられます。

そこで、これらの案件については、12月定例会初日に所管の総務文教委員会へ付託し、委員会審査終了後、直ちに討論・採決を行うことといたしたいと思いますが、そのように進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

ここで、本件に対する議案質疑、討論の通告期限について確認しておきたいと思います。

まず、議案質疑の通告期限については、定例会開会日の前日、11月30日（月曜日）の午後5時まで、討論の通告期限については、11月27日（金曜日）の午後5時までを第一期限に、これと対になる立場での討論の通告期限が11月30日（月曜日）の正午までとなりますので、御承知おき願います。

次に、2つ目の、木下議員に対する議員辞職勧告決議（案）についてであります。

本件については、久保議員外5名の議員から議員提出議案として12月1日付で提出される予定であり、その案文についてはお手元に配付のとおりであります。

本案件について、議長は、定例会初日、12月1日の本会議において上程し、提案理由説明、議案質疑の後、委員会付託を省略し直ちに討論・採決を行うとの判断を示しておられますが、そのように進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

ここで、この議員辞職勧告決議に対する質疑、討論の通告期限について確認しておきたいと思います。

質疑、討論は先ほど申し上げましたとおり、12月定例会初日、12月1日（火曜日）に行われますので、まず質疑の通告期限については、質疑が行われる日の前日、11月30日（月曜日）の午後5時までとなります。

次に、討論の通告期限については、11月27日（金曜日）の午後5時までを第一期限とし、これと対になる立場での討論の通告期限が11月30日（月曜日）の正午までとなりますので、御承知おきください。

次に3つ目の、本会議の進め方についてであります。

お手元の資料に沿って、12月定例会初日、12月1日の本会議の進め方について事務局より説明させます。

議事調査課長

〔資料「招集日（令和2年12月1日（火））本会議の進め方（案）」により説明〕

委員長

それでは、お諮りいたします。

12月1日の本会議の進め方につきましては、ただいま事務局から説明のありましたとおり

進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

なお、所管部局より報告事項があるとの申出があったことから、今定例会初日、12月1日の本会議終了後に厚生委員会が開催されるとのことですので、御承知おきください。

ここで、私のほうから一般質問通告期限についてお伝えいたします。

前回、10月30日の本委員会で確認いたしましたとおり、12月定例会の一般質問の通告書につきましては、定例会初日、12月1日の正午までが提出期限となっております。しかし、先ほど議題となっております先議に係る議事運営を考慮いたしますと、12月1日の本会議の終了時間が午後となる可能性もあることから、一般質問を予定されている議員におかれましては、通告期限に十分注意していただきますようお願いいたします。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

委員長

発言は控えてください。

（「大きな協議事項1番目について、委員外議員の発言を求めます」「制止してください」と発言する者あり）

委員長

委員外議員の発言は、事前に申出をしていただきたいのですけれども、今ここで初めて説明を聞かれての発言ということであれば、全ての説明が終わってからにしてください。

（「1番についても後からですか」と発言する者あり）

委員長

1番についてでも、後からです。
次に、大きな協議事項2番目の、陳情の取扱いについてであります。
このことについては、9月15日の本委員会における成田委員からの発言を受け、本委員会において今後協議を行うことを決定しております。
まず、お手元に配付しております資料について、事務局より説明させます。

議事調査課長

〔資料「陳情の取扱いについて」により説明〕

委員長

ただいまの説明について、何か質問等はありませんか。

ませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
この件については後日改めて協議を行いたい
と考えておりますが、この場で何か御意見等
がありましたらお聞かせください。

〔発言する者なし〕

委員長 委員外議員から何か……。

（発言する者あり）

委員長 この件はさっき聞いて、異議なしだったでし
ょう。

柞山委員 ルールから逸脱していますので、全ての協議
事項の協議を終了してください。

委員長 全てを先に協議したほうがいいですね。そう
しましたら、そのようにいたします。
御意見はほかにないようですので、この程度
にとどめます。
それでは、本日配付しました資料も参考にし

ていただきながら、次回以降の本委員会において具体的な協議を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、大きな協議事項3番目の、代表質問についてであります。

このことについては、本年3月定例会において代表質問を予定していた議員が急遽本会議を欠席されることとなり、質問の通告を取り下げられたことを受け、代表質問の質問者の変更について協議を行うこととしておりました。

まず、お手元に配付しております資料について、事務局より説明させます。

議事調査課長 〔資料「代表質問の質問者の変更について」により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問等はありませんか。

押田委員 資料の2番、過去の富山市議会での事例のことで、古い話ですが、平成12年に大村議員に代わって石原議員が質問を行ったとあります。

その上の1番で、会議規則第52条第3項には、発言の通告をした議員が欠席したときは

その通告は効力を失うというふうにあります
が、どのような経緯を経て石原議員が代わっ
て発言されたのか分かりますでしょうか。

委員長 事務局で分かりますか。

議事調査課長 過去の経緯を調べたのですが、平成12年当
時の議会運営委員会の中では協議していなか
ったということでありました。具体的にどの
ような形だったのかということも、議会運営
委員会の記録や資料の中にございませんでし
た。手続上のことは調べましたが……。

委員長 ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめ
ます。

この件については後日改めて協議を行いたい
と考えておりますが、この場で何か御意見等
はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。

それでは、このことについても、先ほどの陳情の取扱いと併せて、次回以降の本委員会において具体的な協議を行いたいと思いますので、御承知おきください。

以上で、本日の協議事項は全て終了いたしました。

最後に、村上議員より委員外議員の発言の申出がありましたので、お諮りいたします。村上議員の発言を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長

賛成多数であります。

よって、村上議員の発言は許可することに決定いたしました。

それでは、村上議員の発言を許可いたします。

村上議員

お許しをいただきましてありがとうございます。

事前に申出を行うことができない内容だったので、お許しをいただきたいと思います。

木下章広君に対する辞職勧告決議（案）についてであります。これを出すことには御異議ございません。しかしながら、くどい文書だとかねてから思っております。三くだり半

でよいと私は思っています。

提出された方に対してそのようなことを述べるのは僭越だとお考えの方もおられると思いますが、第1回目の辞職勧告決議（案）をつくったのは私であります。その際に、決議案文を変えるのであれば相談してくださいということとして、1回目の変更のときは相談がありました。しかしながら、2回目の変更からは相談なく、ほぼ変わらない文章で提出されております。

提出されることについて、私のほうから「やめてください」と言うのは一著作権があるわけではありませんので止めるわけにはいきませんが、今冒頭に申し上げたとおり、三くだり半でよいものをあえてこれだけ書くということは、被害を受けた方のことを配慮しましても、ちょっと不必要なのではないかというふうに思いますので、その辺りを考慮されてはどうかという御提案を申し上げて、私の発言を終わります。

委員長

今ほどの村上議員の発言は一皆さんよく御存じの話だと思います。当委員会としては御意見を聞いたということで、承知しました。それでよろしいですね。

（「はい」と発言する者あり）

委員長

次回の議会運営委員会は12月2日（水曜日）午前10時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和 2 年 1 2 月 定 例 会
(令和 2 年 1 1 月 2 4 日)
議 会 運 営 委 員 会 記 録 署 名

委 員 長 金 厚 有 豊

署名委員 高 田 重 信

署名委員 柞 山 数 男